

# 古事記號外

大正十二年三月二日 金曜日

印刷局

## 第四十六回 衆議院議事速記録第二十二號

帝國議會

大正十二年三月一日(木曜日)午後一時十四分開議

議事日程 第二十一號 大正十二年三月一日  
午後一時開議

第一 議員山道襄一君懲罰事犯ノ件

(委員長報告)

第二 衆議院議員選舉法中改正法律案(安達謙藏君外十一名提出) 第一讀會(前會ノ續)

第三 土地收用法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

第五 工場法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第六 工業労働者最低年齢法案(政府提出)

第一讀會

第七 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

第八 痘兵院法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

第九 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

第十 醫師法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

第十一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

第十二 船員ノ最低年齢及健康證明書ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會

第十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

第十四 陪審法案(政府提出)

第一讀會

第十五 恩給法案(政府提出)

第一讀會

種牡馬検査法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會

第十七 岩北軌道株式會社所屬軌道經營廢止

二封スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法

律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會

農商務省所管事務政府委員被仰付

第一讀會

一去二十七日内閣總理大臣ヨリ左ノ通發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

農商務書記官 吉野 信次

報告書

一昨二十八日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

○議長(柏谷義三君) 諸般ノ報告ヲ致セマス  
〔原田書記官朗讀〕

一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

船員ノ最低年齢及健康證明書ニ關スル法律案  
(以上二月二十七日提出)

一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

恩給法案ノ委員長報告ニ對スル修正案  
(以上三月一日提出)

一 提出者 高木 正年君  
(以上三月一日提出)

一 提出者 島田 俊雄君  
(以上三月一日提出)

一 提出者 下岡 忠治君  
(以上三月一日提出)

一 提出者 大口 喜六君  
(以上三月一日提出)

一 提出者 秋田 恽造君  
(以上三月一日提出)

一 提出者 鈴木 錠藏君  
(以上三月一日提出)

一 提出者 鈴木 富士彌君  
(以上三月一日提出)

一 提出者 四中 隆三君  
(以上三月一日提出)

一 提出者 鈴木 富士彌君  
(以上三月一日提出)

一 提出者 中島 鵬六君  
(以上三月一日提出)

一 提出者 鈴木 錠藏君  
(以上三月一日提出)

一 提出者 鈴木 富士彌君  
(以上三月一日提出)

一 提出者 中國鐵道買收ニ關スル建議策  
(以上三月一日提出)

一 提出者 高草 美代藏君  
(以上三月一日提出)

一 提出者 土居 通憲君  
(以上三月一日提出)

一 提出者 高草 美代藏君  
(以上三月一日提出)

一 提出者 日米條約改訂ニ關スル質問主意書  
(以上三月一日提出)

一 提出者 清瀬規矩雄君  
(以上三月一日提出)

一 提出者 國定教科書改訂ニ關スル質問主意書  
(以上三月一日提出)

一 提出者 田中 萬逸君  
(以上三月一日提出)

一 提出者 「左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載  
(以上二月二十八日提出)

一 提出者 一去二十七日内閣總理大臣ヨリ左ノ通發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ  
(以上二月二十八日提出)

一 提出者 農商務書記官 吉野 信次  
(以上二月二十八日提出)

一 提出者 一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ  
(以上二月二十八日提出)

第三部選出懲罰委員 森田 茂君(石井研二君  
補闕)  
第四部選出懲罰委員 橋山金太郎君(本間三郎君  
補闕)

第四部選出懲罰委員 鈴木富士彌君(小野重行君  
補闕)

第八部選出懲罰委員 野村 嘉六君(野呂丈太郎  
君補闕)

第二部選出懲罰委員 永屋 茂君(飯島信明君  
補闕)

一一一日當任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第二部選出懲罰委員 永屋 茂君(飯島信明君  
補闕)

○議長(柏谷義三君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、御詔り致  
ス事ガアリマス、第五部選出決算委員、村田虎之助君カラ  
常任委員辭任ノ申出ガアリマシタ、許可スルニ御異議ハア  
リマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(柏谷義三君) 御異議ナイト認メマス、仍テ許可  
致シマス、其部ノ諸君ハ速ニ補闕選舉ヲ行ヒ、届出アランコ  
トヲ希望致シマス、尙ホ御詔リ致ス事ガアリマス、玉置良直  
君病氣ニ付、二月二十八日ヨリ三月十五日マデ、指田義  
雄君病氣ニ付、三月一日ヨリ三月十日マデ、大矢馬太郎  
君病氣ニ付、三月二日ヨリ三月十五日マデ、右何レモ請暇  
ノ申出ガアリマシタ、許可スルニ御異議アリマセヌカ

○議長(柏谷義三君) 御異議ナイト認メマス、仍テ許可  
致シマス――是ヨリ日程第一、議員山道襄一君懲罰事犯  
ノ件ヲ議題ト致シマス

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ  
(以上二月二十八日提出)



書サレテ醫リマス、其當時多數ノ政友會員ノ諸君ニ於カレ  
マシテハ熱心ニ贊成ヲセラレテ居ル、併ナガラ其贊成ヲサレ  
タル人ニハ個人トシテ贊成シタノデアル、自由問題トシテ贊  
成シタノデアル、決シテソレハ政友會ノ會議ナイ、黨議ナ  
キガ故ニ政友會ハ其贊成ヲシタル責任無シト言ハレテ居ル  
ノデアリマス、或ハサウテアリマセウ、然ラバ私ハ茲ニ御尋ヲ  
致シタノデアリマス、其當時御贊成ヲナサレ——最も熱心  
ニ御贊成ヲナサレタ所ノ川原茂輔、吉植庄一郎、松田源治、  
福井三郎、是等ノ諸君ハ、今果シテ御健在ナルヤ否ヤト云  
フコトヲ問ハネバナラヌ（拍手）否寧ロ良心ヲ有セラル、カラ  
疑ハザルヲ得ヌノデアリマス（拍手）又吉良君ノ御演説中ニ  
ハ、本條ヲ改正スルナラバ何ガ故ニ別表ノ改正ヲセヌカト人、  
最モ意義アル御演説モアタヤウニ拜聴致シテ居リマスル、  
牧野君ノ御演説ヲ承リマスレバ、其論旨ハ殆ド贊成論ニア  
リマシテ、本案ニ觸レテ居リマセヌ、顧ミテ他ヲ苦フガ如キ觀ノ  
アタコトハ、洵ニ遺憾千萬デアルノデアリマス（拍手）唯、其  
内容ラシキ點ハ何ト申サレテ居ルカト言ヘバ、本案ハ重大問  
題デアル、十分調査研究スルト言ハレテ居リマスル、其御言  
葉ガ内容ニ觸レタト言ヘバソレガ觸レテ居ルト思フノデアリ  
マスル、福井三郎君ハ此問題ハ國家ノ存亡ニ關スル大問題  
デアルトノ、冒頭ニハ大キナル風呂敷ヲ擴ゲテ御掛リニナフタ  
ノデアリマスルカラ、定メテ名論卓説ヲ伺フノ光榮ニ浴スル  
カト思ヒマシテ、吾々ハ私カニソレヲ期待シテ居タノデアリ  
マスル、然ルニ何ゾ圓ラン、其御演説ヲ承リマスレバ、其内容  
空虚ニシテ議論散漫、聽クニ堪ベザルト云フコトハ、洵ニ遺  
憾千萬デアタノデアリマスル（拍手）此反對者諸君ノ結論  
ヲ賛同致シマスルノニ、理想トシテハ贊成デアル、主義トシテ  
ハ贊成デアル、併ナガラ本案ヲ行フ時ニハ、我ガ政友會ガ現  
在ノ人心ノ動搖ヲ善導シ、社會ノ惡化ヲ改良シ、面目ヲ新  
ニシタ上ニ於テ、政友會ガ之ヲ實行スルト御明言ナサレテ居  
ルノデアリマス、諸君人心ノ動搖ヲ來シタト云フコトハ、果シ  
テ誰ガ人心ノ動搖ヲ來シタノデアルカ、社會ヲ惡化セシメタ、  
果シテ誰人ガ社會ヲ惡化セシメタノデアリマスカ（拍手）唯、  
又諸君ハ本案ハ與論ニ非ズト御論定ニナテ居リマスルケ

レドモ、諸君が御記憶ノ通り大正九年不當ナル解散ノ當時ニ於キマシテハ、諸君ハ何ト仰セラレタ、普通選舉ハ國家ノ基礎ヲ危クスルモノアル、彼ノ獨逸ヲ見ヨ、彼ノ露西亞ヲ確ニ證明出來ルテハアリマセヌカ、之ヲ要スルニ本案ニ對スル提案者、並ニ賛成者ノ御議論ニ對スル反對黨ノ御議論ハ、利用ナサレタ結果ハ、二百八十名ト云フ頭數ノ故ヲ以テ、何レモ條理整ハズ論旨不徹底ニシテ、徒ニ一部ノ階級ニ相シントシテ反対センガ爲ニ反対セラレタト云フコトハ、學フベカラザル事實アルノアリマス、只今總理大臣ノ御演説ヲ承リマスレバ、今ヤ政府ハ調査機關ヲ設ケテ調査中デアルト仰セラレテ居リマス、諸君、立憲政治ニ基礎ノ伴ハザル所謂超然内閣、變體内閣、貴族内閣ト書ハレテ居リマスル現内閣ニ於テスラ、民意ノ嚮フ所ヲ察シテ今ヤ調査機關ヲ設ケテ代表ニベキ所ノ此衆議院ニ於テ、諸君が多數ヲ持ンダ此蓋大案件符調査ヲシテ居ルト云フカ如キ三至リマシテハ、自ラ議會ノ權能ヲ無視シ、自己ノ責任ヲ解セザルノ甚シキモノアリマス（拍手）六千万ノ同胞ヲ侮辱スルモノアルト言ハレテモ、何ノ辯解ノ辭ガアリマスカ、（拍手）莫クハ諸君、特ニ政友會ノ諸君ハ良心ノ命ヅル所ニ從ヒ、速ニ本案ニ賛成セラレントラ希望スルノアリマス（拍手）

○議長（柏谷義三君） 賛成ノ通告ガアリマス——佐々木安五郎君一寸御待下サイ……

○佐々木安五郎君 ドウシテ待ツノデス

○議長（柏谷義三君） 前ニ質疑ノ通告ガアリマシタ——

春日俊文君

〔春日俊文君登壇〕

○春日俊文君 只今私ノ常ニ敬愛ヲシテ居ル小泉又次郎君ヨリ、本案ヲ第二讀會ニ移スノ御動議ガアリマシタ（問違ヘルト委員會ダヨ）ト呼フ者アリ）委員會デス、間違ヒトダニ違ヒハ幾ラモアル事デス、咎メ給フナ——之ニ對シテ私ハ御尋申上テタイ事ガアリマス、此案ニ對スル討論ノ大體ヲ見テ、レバ、政友會ノ吉良元夫君並ニ福井三郎君ノ御兩君ハ、黨ヲ代表シタモノナナイト云フ御前提ノ下ニ反対セラレタ外ニハ、一人モ絶対ニ反対ヲスルト云フ御方ハ無イノアリマス、即チ此案ハ納稅資格ノ撤廢ノ點ニ於テ議論ハナイケレドモ、時期ノ點シレカラシテ法案ノ不備ノ點、ソレカラ審

政會が此案ニ對スル態度ノ點此三點ニ於テ反對ヲサレテ居ルニミテアル、納稅資格ノ撤廢ハ、大體ニ於テハ何人モ反對ヲシテハ居ラメノデアリマス、先づ私ガ御尋シタイノハ、只カ、是ガ第一ニ承リタイ（「アルカラ出シタノアハナイカ」）ト呼フ者アリ）默フテ御聽ナサイ——之ニ就テ私ノ質問ノ理由ト箇條ヲ申上ダマス、簡單ニ申上ダマス、即チ此案ハ私ノ見ル所ニ依レバ、納稅資格ノ撤廢ニハ賛成デハアルガ、杜撰極マル案デアル、恐ラク是經ノ杜撰ナル案ハ他ニ類例ガ無イノデアリマス、第一（指摘シ給ヘ）「下呼フ者アリ」御待ナサイアナタ方ニ言ハヌデモ、ソレ位ノ事ハ是カラ申シマスカラ、御待ナサイ——先づ杜撰ノ點カラ申上ダマス、之ヲ委員會ニ移シテ、サウシテ、慎重審議互讓妥協シテ修正シタラ宜イチヤナイカト言フガ、ソレガ出來ナイ理由ヲ最後ニ申上ダマス、杜撰ノ第一ハ、此案ノ提出者モ晉選案（質問チヤナイデヤナイカ）ト呼フ者アリ、質問アリマス、晉選案ナドト稱ヘテ居リ、世間モ亦晉選案ダト（議論ト發同ト達フ）「何ヲ言テ居ルノダ」ト呼フ者アリ）何ヲ言テ居ルカ分ラス、程頭ノ惡イ人ハ家へ歸レ、ソレガ宣シイ——理由カラ言テ然ル後ニ言ヒマス——普選案ダト稱ヘラル、ニモ拘ラズ、年齢ノ點ニ於テ——黙リ給ヘ、綴ダト長クナルダケダ——婦人ヲ全然除外シテ居ルト云フコトハ晉選ノ名ニ背クゼノデアル、斯ク申サバ諸君ハ、今日政治的能力ニ關スル最モ重大ナル治安警察法スラモ、即チ集會結社ノ自由ヲ婦人ニ對シテ認メラレテヨリ僅ニ一年デアル、此間ニ於テ未ダ婦人ノ政治能力ガ發達シテ居ラヌカラ除外スルト仰シャルノアリマセウガ、今日ノ自覺セル婦人ニハ、尙ホ男子ヨリ政治能力ノ勝レタ者ガ澤山アル筈デアル、然ルニ此婦人ニ對シテスラモ參政權ヲ與ヘナイト云フコトハ、果シテ晉選ノ名ニ副クテ居ルカ、是ガ第一點ニアリマス、第二點ハ、現在ノ選舉區制ハ即チ三國ノ納稅資格ノ制限ヲセラレタル、選舉民ニ順應スル爲ニ作ラレタル選舉制度デアル、然ルニ此選舉制度ニ對シテ何等ノ考慮ヲ拂ハレテ居ラヌ、勿論是ハ案ノ上カラ音フノデアリマス、既ニ憲政會ニ於テハ、此率ニ付テモ十分御研究ニナフテ居ルト承知シテ居ル、即チ中選舉區制ヲ採ラントスルノ議ガ纏テ居ルトハ承知シテ居リマスガ、未ダ此案ノ上ニハ現レテ居ラナイ、選舉區制ニ付テ何等ノ考慮ヲ拂テ居ラヌ、是ガ不備ノ第二點ニアリマス、第三點ハ現ニ此法案ニ對シ、憲



議論ニ賛成デス、最前私が此演壇ニ立ッタノハ議長ノ許可ナクシテ立ッタ譯デハアリマセヌ、議長ガ賛成論トシテ佐々木安五郎君ト呼ンダカラ立ッタノデス、而シテ此演壇ニ立ッナリ引込メト云フコトヲ言タノハ議長ガ手落ナンデス、此手落ト云フコトガ分ラズニ議長ニ失態ヲ重ネシムベク、私ヲ無理ニ演壇カラ退ケタト云フ政友會ハ、大失態ヲ重ネル上塗リデアルト云フコトヲ言テ置ク（拍手「馬鹿言へ」「醉拂ヒ」）ト呼フ者アリ）元來柏谷議長ハ人格温厚ニシテ素質甚ダ良シ（笑聲）デアルカラ、吾々ハ全會一致ヲ以テ議長ニ推薦シタ譯ダ、然ルニ一昨日ノ手際ヲ見ルト、ドウモ政友會カラ使ハレテ居ルラシイ、是ハ甚ダ惡イ、議事中ニ於テ言論ノ禁止ヲ命ズル（又ヤルノカソレヲ）ト呼フ者アリ）甚ダ惡イ（諱イヨ）ト呼フ者アリ）諱イト言フガオ前達諱イ事ヲスルカラ俺達モ諱クシナケレバナラヌ、諱イ事ヲシナケレバアサリ濟マシテヤルケレドモ、諱クスルナラバ何逼デモ叱ッテヤルノダ、ソレハ俺ノ權利ダ（問題外ダ）ト呼フ者アリ）黙ッテ聽イテ居レ（醉拂ヒ）「醉漢」ト呼フ者アリ）只今春日俊文君が立チマシタガ、春日君ノ聲ハ私カ屢々高聲ニ願フト云フニ拘ラズ、一番接近シタ席デ聽イテモ何ヲ言ッタノカ分ラヌ（「醉」テ居テ分ルカ）ト呼フ者アリ）醉テ居ラニヤ尙ホ分ラヌグラウ、春日俊文ト云ウテ春ノ日ト書イテ「カスガ」ト讀ム譯サヘモ分ラヌカモ知レナイ、何故「カスガ」下讀ムカ、議論ノ筋ヲ聽クト討論ヤラ質疑ヤラ分ラナイデヤナイカ、議會ノ議場ニ於テノ議論ハ討論ハ討論、質疑ハ質疑、質問ハ質問ト云フ體ガアル、言論ニハ體ガアル（オケルト前ハ何ヲ言テ居ルノカ）ト呼フ者アリ）オ前達ニ分ラヌデモ俺ニハ分ツテ居ル、質疑ヤラ質問ヤラ討論ヤラ分ラヌ奴ガ、餘計ナコトヲ言ッタテ駄目デアル（拍手）今春日君ノ議論ハ質疑トシテハドウシテモ受取レス、討論ノヤウナ形ダ、而シテ第ニ變ツタカラト云ウテ、速ニ掌ヲ反スガ如ク打ッテ返シタヤウニ、普選反対ヲ唱ヘルト云フコトハ、ドウ云フ顏色ガアツテ言ヒ得ラル、カ、吾々同志ニハ分ラヌノデアリ（議長注意セヨ）「賛成論デハナイ」ト呼フ者アリ）議論ガアルナラ後カラ言

○佐々木安五郎君(續) 而シテ斯  
〔議場騒然聽取スル能ハズ〕

ガ如ク、自分ノ味方ヲ集メテ、官僚萬能ノ旗ヲ掲ギタ所デ何ノ役ニ立ツカダ(拍手)之ヲ補フノニハ帝國議會ガアル、民衆

唱へル、此堂々タル賛成論者ヲ含メタル所ノ普選反対論ガト思タ、總理大臣ハ尙ホ調査中ナリト云フ、調査中ナラバ調査期間ト云フモノガアル、何時カラ何時マデ調査シテ其間ニ調査ヲ打切ズテ、ソレカラ實行ニ移ルト云フコトハアル。

ガ、總理大臣ハ調査中ト云フ言葉ダケ言ウタガ、何月何日  
マデニ調査シテ實行スルト云フコトハ言ニテ居ラヌ、是ハ「ベテ  
シ」ニアル、「ベテン」ノ謂玉ニアル、是ハ政友會カラハ普通選  
舉ニ賛成シチヤイカヌト睨マレ、民衆カラハ普選論ニ賛成シ  
ロト責メラレ、板挾ミニナニテ已ムヲ得ズ隠レ揚トシテ調査中  
ト云フ旨イ言葉ヲ考ヘテ居ルノデアル（拍手）若シ誠心誠意  
トニ

ガアルナラバ、何月何日マデニ調査スル、ソレカラ實行ニ移ルト云フコトヲ豫メ言フベキモノデアル、明治天皇陛下デモ二十三年ヲ以テ國會ヲ開設スルト云フコトハ、豫メ期間ヲ

アサレテ居ル、其間ハ調査期間ダカラ盲動シテハイケナイト  
仰セニナゴテ居ル、ソレガ天下ノ政治ヲ執ル者ノ祕訣デアル  
ソレガ分ラヌメ唯、調査中、調査中、明日來テモ調査中、一  
昨日來テモ調査中、何ノ調査カ調査ハ一ツモシテ居ラヌ、  
唯、胡麻化シ調査バカリヤゴテ居ル、斯ノ如ク調査中調査中  
デ、遁レルヤウナ總理大臣ヲ相手ニシテ、吾々ハ最早調査中  
ニ廿シズル譯ニハ行カヌ、政友會自ラ重シトスルナラバ、民衆

ノ意見ニ聽イテ民衆的ノ調査ヲヤヒ、伊藤公ガ何トカ言タフ  
テ驚イテ大騒ギラスル、伊藤公ガ何ダ、伊藤公ダテ華族ノ一匹位ナモノデヤナイカ、華族ノ一匹ガ政友會ノ惡口ヲ言シ  
タトテ色ヲ眞蒼ニシテ騒グ必要ガアルカ、若モ六千万ガ一  
致シタナラバ、伊藤公何カアラン、山縣公何カアラント云フコ  
トヲ言シテ見ロソコマデ言切レルカ、伊藤公ガ何カ、反古ノ一

枚ヲ見テ吃驚スルヤウナ民衆政治ガ何處ニ在ルカ(拍手)ソ  
シナ弱イ事デ民衆政治ガ出来ルト思フカ、民衆政治ガ出来  
ルト思アラバ、總理大臣ノ調査ヲ待タズニ議會自ラ調査  
セヨ、總理大臣ガ調査ニ本當ノ誠意ガアルナラバ、官僚バカ  
リノ如ニ調査委員ヲ選ンデ調査ヲセズニ、有ユル政治家、有  
ユル學者、有ユル博士、有ユル實業家、有ユル農民、其中ノ優  
秀ナル者ヲ選ンダ調査會ヲシテ、普選ガ善イカ惡イカト云々<sup>コトヲ</sup>國論的ニ統一シテ、而シテ之ヲ決メルガ宜イ、サウ云々

本會議ノ議場騒擾整理シ難シト云フ理由デ、議院法第八十八條ヲ適用シテ散會ニナクノデアリマス、此騒擾ノアタ

〔此時發言スル者多シ〕

官報號外 大正十二年三月二日  
衆議院議事速報

トコトハ事實デアリマスルガ、騒擾ハドウシテ起<sup>タ</sup>カト云フコトヲ謂ベテ見マスルノニ、山道襄一君ノ演説中不穏當ナル言語アリトシテ、恰モ議員高見之通君ヨリ懲罰ノ動議が提出サレ、議事ハ一時議長ノ宣言ニ依<sup>テ</sup>中止トナラ<sup>タ</sup>ノニアリマス、テ此中止ガ解カレマシテ、會議が再開トナリマシタ際ニ、我ガ俱樂部ノ濱田國松君ヨリ議長ニ質問サレタ結果、マス、此瞬間ニ政友會ノ岩崎勤君ヨリシテ、散會ノ動議ヲ提出サレタヤウデアリマス、一方山道君ハ發言ノ許可ヲ得、他方ニ於テ岩崎勤君が散會ノ動議ヲ提出サレマシタガ故ニ、此際議長ハ岩崎君ニ向<sup>テ</sup>御待チ下サイ、既ニ山道君ニ發言ヲ許シテ居リマス、岩崎君ノ動議ハ暫ク御猶豫ヲ願ヒマス<sup>ト</sup>、議長ガ岩崎君ニ願<sup>テ</sup>居ルノデアリマス、ソレデ岩崎君ノ散會ノ動議ハ採決ガ出來マセヌカラ、此際ニドウカシテ議會ヲ散會セシメタイト云フ考ガアタモノト見エルノデアリマス、此瞬間ニ恰モ高見君が自席ヲ外シテ、席ヲ左右ニ並ミ、政友會ノ代議士諸君ヲ指揮シテ、議場ノ騒擾ヲ來シテ、アリマス、此騒擾ノ結果、議長ハ已ムヲ得ズシテ議院法第一特別例外ナル議院法第八十八條ヲ適用シ、此議會ヲ閉會ヲ命ジタ、斯ウ云フノデアリマス、茲ニ吾々ガ冷靜ニ考慮シナケレバナラニ一事ガアル、從來議會ノ騒擾ト云フ事ハアタノデアリマス、ケレドモ一昨日ノ騒擾ダケハ全ク意味ガ違<sup>テ</sup>居ル、山道君ノ言動ニ付テハ無論不穏當ノ事ガアタト諸君ハ主張サレルケレドモ、此問題ハ既ニ懲罰ノ動議成立ニ依<sup>テ</sup>消滅シテ居ル、議長ガ岩崎君ノ發言ニ耳ヲ藉サナカタト云フコトモ條理上當然、且亦議長ハ特ニ諸君ノ信任サレル議長デアル、此際ニ故ラニ騒擾ヲ惹起スベキ動機ハ何モ無イ、此騒擾ト云フモノハ實ハ騒擾自體ガ目的、騒擾ガヤリタクテ騒擾ヲシテ居ル、即<sup>シ</sup>議院法第八十八條ノ適用ガ受ケタクテ騒擾ヲ致シテ居ル、何故議院法八十八條ニ適用ガ受ケタイカト云フト、茲ニ山道君ニ演説ヲ繼續サスコトハ不本意デアルカラ、此際ニ腕力ニ訴ヘテモ議會ヲ閉會サシテ、翌日ハ懲罰委員會ヲ開キ、同君ノ出席停止ヲ求メテ、遼三山道君ヲシテ言フコトヲ言ヒ<sup>ル</sup>機會ヲ得ザラシメントシテ、諸君ハ騒イダ<sup>ル</sup>ノアリマス、此度ノ騒擾ハ從來ノ騒擾ノヤウニ發作的ノモノデハナイ、是ガ違<sup>テ</sup>居ル、人工的ニ故造作爲ノ騒擾デアルト云フコトダ、私ハ全ク違フコト

アリマスガ故ニ、茲ニ此動議ヲ出スモノデアリマス、高見君ハ  
特ニ政友會中ノ有力ナル議員デアラレ、此議場ノ整理ト云  
フコトニ付テハ岩崎君ト共ニ協力サレテ居ル、此非常十手  
手段ニ訴ヘテ、議會ノ閉會ヲ圖ラレタト云フコトニ付テハ、内  
部ニ色ニナ事情ガアリマセウ、又山道君ノ演説ノ中ニモ種々  
ナル言葉ガアリマス、殊ニ諸君ノ先輩アル原敬君ノ事マデ  
ニ言及サレテ居リマス、此際高見君ガ此舉ニ出テラレタト云  
フコトニ付テハ、人情トシテ吾々同情スル所がナイデハナイ、  
是ハ寧ロ人間トシテハ諒ト致シマスルガ、奈何セン之ガ爲ニ  
議院ノ生命タル言論ノ自由ヲ蹂躪スルコトヲ許スベキデハ  
無イ(拍手)若シ私情カラ申セバ、高見君ハ私ト同ジク議院  
ノ同僚タルノミナラズ、職業上ノ友人デアル、若シモ慈シイト  
云フコトナラバ、懲罰ヲ受ケラレル高見君ヨリモ、之ヲ提案ス  
ル私ノ心ノ方ガ悲シイノデアリマス、併ナガラ斷ジテ茲ニ懲  
罰ヲ求メルノハ、即チ吾々ノ神聖ナル權利ヲ擁護ゼン爲テ  
アリマスガ故ニ、諸君モ茲ニ冷靜ニ御判断ヲ願ヒタイ、高見  
君ノ言動ノ中ニハ、幾分義俠ト云フ觀念モアリマセウ、サウ  
ナレバ潔ク茲ニ懲罰ニ付サレテ、一方ニ於テハ黨ニ對スル義  
俠、他方ニ於テハ議院ノ言論ノ尊重ヲ明カニサレルナラバ、  
一層高見君ノ名譽デアラウト存ジマス(拍手)  
○議長(柏谷義三君) 直ニ採決ヲ致シマス、清瀬一郎君  
ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(賛成者 起立)

○議長(柏谷義三君) 少數デアリマス、仍テ動議ハ否決セ  
ラレマシタ、次ニ日程第三、土地收用法中改正法律案ノ第  
一讀會ヲ開キマス——水野内務大臣

### 第三 土地收用法中改正法律案(政府提 出)

#### 第一議會

##### 土地收用法中改正法律案

##### 第二條第五號ヲ左ノ如ク改ム

五 前各號ニ掲モノヲ除クノ外國府縣市町村其ノ  
他公共團體ニ於テ施設スル事業

第二條ノ二 現ニ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ノ用ニ供  
スル土地ハ特別ノ事由アル場合ニ非サレハ之ヲ收用  
又ハ使用スルコトヲ得ス

第五條中「權利ヲ有スル者」ノ下ニ「及其ノ土地ニ存スル

第三 土地收用法中改正法律案（政府提出）

無イ(拍手)若シ私情カラ申セバ、高見君ハ私ト同シク講院ノ同僚タルニミナラズ、職業上ノ友人デアル、若シモ慈シイト云フコトナラバ、懲罰ヲ受ケラレ高見君ヨリモ、之ヲ提案スル私ノ心ノ方ガ悲シイノアリマス、併ナガラ断ジテ茲ニ懲罰ヲ求メルノハ、即チ吾々ノ神聖ナル権利ヲ擁護セン爲デアリマスガ故ニ、諸君モ茲ニ冷靜ニ御判断ヲ願ヒタイ、高見君ノ吾勤ノ中ニハ、幾分義侠ト云フ観念モアリマセウ、サウナレバ潔ク茲ニ懲罰ニ付サレテ、一方ニ於テハ黨ニ對スル義俠、他方ニ於テハ議院ノ言論ノ尊重ヲ明カニサレルナラバ、一層高見君ノ名譽デアラウト存ジマス(拍手)

○議長(柏谷義三君) 直ニ採決ヲ致シマス、清瀬一郎君一讀會ヲ開キマス——水野内務大臣

(賛成者 起立)

○議長(柏谷義三君) 少數アリマス、仍テ動議ハ否決セラレマシタ、次ニ日程第三、土地收用法中改正法律案ノ第ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

建物ニ付貯借権又ハ擔保権ヲ有スル者ヲ「土地ニ關シ  
テ権利ヲ取得シタル者」ノ下ニ「又ハ其ノ土地ニ存スル建  
物ニ付賃借権又ハ擔保権ヲ取得シタル者」ヲ、同條第二  
項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

起業者ニ於テ第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ス  
ノ時ヨリ六月以上ノ期間ヲ定メ建物ノ移轉ヲ要求ス  
ル場合ニ於テ其ノ建物ニ付期間ノ定ナキ貯借権又ハ  
移轉スヘキ期間内ニ終了スル期間ノ定アル貯借権ヲ  
有スル者ハ關係人ト看做サス

第七條ノ二 本法ノ規定ハ土地ニ定著スル物件又ハ之  
第七條ノ三 本法ノ規定ハ土地ニ定著スル物件又ハ之

第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
起業者ニ於テ第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ時ヨリ六月以上ノ期間ヲ定メ建物ノ移轉ヲ要求スル場合ニ於テ其ノ建物ニ付期間ノ定ナキ賃借権又ハ移轉スヘキ期間内ニ終了スル期間ノ定アル賃借権又有スル者ハ關係人ト看做サス  
第七條ノ二 本法ノ規定ハ土地ニ定著スル物件又ハ之ニ關スル権利ノ收用又ハ使用ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用  
第十條第三項ヲ左ノ如ク改ム  
日出前日没後ハ占有者ノ承諾アルニ非サレハ郵内ニ立入ルコトヲ得ス  
第十五條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ同條中「前項」ヲ前二項ニ改ム  
宮内大臣、主務大臣又ハ地方長官前項ニ規定スル事業ノ爲土地ヲ使用スルトキハ事業ノ種類、使用スヘキ土地ノ區域及使用ノ期間ヲ郡市長ニ通知スヘシ  
第十七條中「爲シタルトキ」ノ下ニ「又ハ第十五條第二項ノ通知ヲ受ケタルトキ」ヲ加ヘ「第三項」ヲ「第四項」三改ム  
第九條ノ二 前條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後土地所有者及關係人ハ行政廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ收用又ハ使用スヘキ土地ノ形質ヲ變更シ又ハ第七條ノ二ノ物件ヲ損壊若ハ收去スルコトヲ得ス  
第二十條中「前條」ヲ「第十九條」ニ改ム  
第二十一條 第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後起業者ハ土地所有者又ハ關係人ト共ニ土地物件ニ關スル調書ヲ作製スヘシ  
前項ノ場合ニ於テ土地所有者又ハ關係人カ調書ヲ作製スルコトヲ拒ミタルトキ又ハ之ヲ作製スルコト能ハサルトキハ起業者ハ市町村長ノ立會ヲ以テ之ヲ作製スヘシ市町村長カ起業者ナルトキ又ハ起業者ニ對シ第四十條第二項ニ掲タル關係ヲ有スルトキハ起業者ノ申請ニ依リ地方長官立會人ヲ指定スヘシ

第二十三條中「左ニ掲タル書類」下ニ及第二十一  
條ノ規定ニ依ル土地物件ニ關スル調書ヲ加フ  
二十四條 地方長官前條ノ書類ヲ受ケタルトキハ二  
週間内ニ之ヲ市町村長ニ送付スヘシ  
市町村長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ五日内ニ公告  
ヲ爲シ公告ノ日ヨリ一週間内ニ公衆ノ縦覽ニ供スヘ  
アル場合ニ限リ一週間内ノ延期ヲ爲スコトヲ得  
第三十三條中「第三項ヲ「第二項若ハ第四項」ニ改ム  
第三十八條中「府縣ヲ「道府縣」ニ改ム  
第四十條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ同條中「市參事  
會員町村長」ヲ「市町村長」ニ、「委員ノ數減少シテ前條  
第一項ノ數ヲ得サルトキ」ヲ「道府縣名譽職參事會員タ  
ル委員ノ數減少シタルトキ」ニ「府縣ヲ「道府縣」ニ改ム  
本條ノ規定ニ依リ高等文官タル委員ノ數減少シタル  
トキハ地方長官ハ高等文官ニシテ其ノ本條ノ規定ニ  
抵觸セサル者ノ内ヨリ臨時ニ指名シテ之ヲ補充スヘシ  
第四十三條中「收用又ハ使用スヘキ土地以外ノ土地所  
有者ヲ「前項ニ掲クル者以外ノ者」ニ改ム  
第六十六條ニ左ノ一項ヲ加フ  
第二十二條ノ協議ニ因リ取得シタル土地ハ本條ノ適  
用ニ付テハ之ヲ收用シタル土地トス  
第七十五條 第十九條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ二  
百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
第七十六條 第九條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シ行  
政廳ノ許可ヲ得シテ土地ニ立入り又ハ障害物ヲ除  
却シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
第七十七條 鑑定人トシテ收用審査會ニ呼出サレタル  
者詐偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處  
ス  
第七十八條中「四十圓以下ノ罰金」ヲ「百圓以下ノ過  
料」ニ改メ同條ヲ第七十九條トス  
第八十條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百  
八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ付之ヲ準用ス  
第七十九條ヲ削ル  
第八十條中「二十圓以下ノ罰金」ヲ「五十圓以下ノ過  
料」ニ改メ同條ヲ第七十九條トス

第八十六條第一項及第三項ヲ削ル

附  
則

本法中期間ノ定アル場合ニ於テ本法施行前其ノ起算期日ノ經過シタルモノニ付テハ本法施行ノ日ヲ以テ其ノ起算期日トス  
ノ規定ニ依ル

リ一箇月内ニ收用審査會ヲ開クヘシ但シ特別ノ事由  
アル場合ニ限リ一週間内ノ延期ヲ爲スコトヲ得  
第三十三條中「第三項ヲ」「第二項若ハ第四項」ニ改ム

〔國務大臣水野錦太郎君登壇〕  
○國務大臣(水野錦太郎君)　本案提  
ノマス、世運ノ進歩ニ伴ヒマシテ、地方公  
正皆ノアマレ各重合共なる道ガ曾田ノ

會員町村長」ヲ「市町村長」ニ、「委員ノ數減少シテ前條第一項ノ數ヲ得サルトキ」ヲ「道府縣名譽職參事會員タル委員ノ數減少シタルトキ」三、「府縣」ヲ「道府縣」三改ム  
本條ノ規定ニ依リ高等文官タル委員ノ數減少シタルトキハ地方長官ハ高等文官ニシテ其ノ本條ノ規定ニ抵觸セサル者ノ内ヨリ臨時ニ指名シテ之ヲ補充スヘシ  
第四十三條中「收用又ハ使用スヘキ土地以外ノ土地所  
有者」ヲ「前項ニ掲クル者以外ノ者」ニ改ム  
第六十六條ニ左ノ一項ヲ加フ

國務大臣（水野鍊太郎君）　本案提出ノ理由ヲ説明致シマス、世運ノ進歩ニ伴ヒマシテ、地方公共團體ニ於テ施設經營シマスル各種公共事業ガ増加シテ參リマシタカラシテ、是等事業ノ爲ニ要シマスル土地ハ、使用收用スルコトヲ得シメマシテ、以テ事業ノ進捗ヲ圖ルコトヲ必要トスルノデアマス、又收用法中ニ於キマスル諸般ノ手續ニ至リマシテ、多年ノ實驗上不便ヲ感ジテ居ル所モアリマスカラ、是等不<sup>レ</sup>便ヲ除キマシテ、一面ニ於テハ起業者ノ利便ヲ圖リ、一面ニ於キマシテハ被收用者ノ權利ヲ保護スルコトヲ必要トルノデアリマス、是レ即チ現行土地收用法ヲ改正致シテ、此案ヲ提出スル所以デアリマス、何卒御審議ノ上御協賛ヲ仰給ハランコトヲ希望致シマス（拍手）

**第二十二條**ノ協議ニ因リ取得シタル土地ハ本條ノ適用ニ付テハ之ヲ收用シタル土地トス  
**第七十五条** 第十九條ニ二、見定ニ達又シノ者ハ二

萬木正年君

第七十六條 第九條又、第十一條ノ規定ニ違反シテ

高木正年君 案文簡單ニ要領申シマシテ 政府ノ答  
ヲ承リタイト思ヒマス、大風殺到ノ後ニ靜寂ヲ破ルヤウナ  
シテアリマダ、此事ハ極く國民、體制ニ重大ニ關係シ

却シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

用法ハ、昨年ノ議會ニ於テ政府ハ改正案ヲ提出サレタノデ

者詐偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處

案が提案セラレマシタ中ノ、極テ良イ法案デアルト云フコト

第十七條 二十圓以下ノ罰金ヲ百圓以下ノ過

民ノ権利ヲ確保シ得タリト思フト同時ニ、一方ニハ此權

**第十一  
九罰三首**

元居ハハテアリマス此點が私ガ時間無キ今日ハ此諭場

第八十條 附訴事件手續法第二百六條乃至第二百

國民ノ多數ハ要求シテ居ツタガ政府ハ一頃ダモ與ヘザ

ルヤウナ了解シナイヤウナ、法案ノ改正ヲ爲スフテモ、實際所  
謂魂ガ入ツタ所ノ法案トナフテ居ラヌノデアリマス、借家法ノ  
上カラ見マシテモ、聊カ是ハ矛盾ナ嫌ガ無イトモ思ハレナイ、  
期限満了ヲ告ケタル時ニ於テ、賃貸人ダ何等ノ異議ヲ即座  
ニ言ハナイトキハ、尙ホ前ノ契約ヲ繼續スルモノト看做スト、  
スルト云フコトガ書イテアル、ソレカラ第二條ニ建物賃借ノ  
スウ書イテアル、今日此賃借者ト家主トノ間ニ行ハレテ居  
シトテ、其店舗ガ繁昌スルト云フ  
ル状態ハドウデアルカト云フト、殆ド書面ノ無イト云フモノ  
ガ多イ、初ハ借主ノ身元ヲ疑ヒ、相當ノ保證人ヲ要求スル爲  
ニ所謂契約書ヲ取ルノデアリマス、併ナガラ其借主ガ所謂家  
賃ヲ滞リナク拂ヒ、其負借人ノ爲ニ其店舗ガ繁昌スルト云フ  
コトニナレバ、喜ンデ持主ハ之ヲ永久ニ貸與スルト云フコト  
ヲスルノデアル、然ルニ今日此收用法ガアフテ、折角國民ノ大切  
ナル所ノ権利ハ保障サレタカト思フト、一方ニハ之ヲ抹殺サ  
レテ居ル、吾々ハ斯ク申スノハ甚ダ必要ナキコトヲ申スヤウ  
ニ御考ノ方モアルカモ知レマセヌケレドモ、住宅ノ軒ヲ列ベ  
テ居ル處ニ於テ、所謂店舗ノ賃借等ニ至ラヘ、住宅スラ其  
行詰リ想フル今日ニアフテ、容易ニ之ヲ借替ヘルト云フコト  
ハ出來ナイ、東京市中ノ如キ、大阪ノ市中ノ如キハ勿論デ  
アル、郡部ニ至ラテモ間口僅カ三間半位デ、權利ノ六千圓、  
甚シキニ至ラテハ一坪千圓以上ノ權利ヲ要求スルヤウナ場  
所ガアル、斯ル時ニ於テ數年ノ丹精ニ依テ、店ラスキ店ガ  
出來タ所ガ、一朝收用法ニ依テ政府ハ補償ヲスルガ如キ  
規定ヲ設ケテアフテモ、契約者ガナイ、契約ガ切レテ居ル、借  
家法ニ依テ云ヘバ、契約ガ切レテモ貸主ガ何トモ言ハナケ  
レバ繼續スルト書イテアル、所ガ此收用法ハ寧ロ借家法ノ  
精神ヲモ破壊シテシマフテ、斯ルモノニ對シテハ何等ノ保障  
ヲモ與ヘズ、金ク之ヲ路傍ニ遺棄スルガ如キ状態ニ置カシム  
ルト云フコトハ、現代ノ法制トシテハ逆モ吾々ハ看過スルコ  
トガ出來ナイ、是ハ實際問題デアル、議論デハナイ、此點ニ付  
キマシテハ昨年モ屢々委員會ノ問題ニナフテ居ル、勿論内務  
大臣ヨリ特ニ之ニ對シテノ御答ヲ願ヒタイト思フノデス、  
テ當局ノ考慮ヲ請ハネバチラヌ事柄デアリマスカラ、之ヲ引  
用シテ御意見ヲ伺フテ置キタイト思フ、ソレハ何デアルカト云

ガ、之ヲ悪用スルノアル、審査會が濟シテ金ヲ積ンデ、サウシテ事業ニ  
著手スルト云フコトガアル、是ハ法文通りノ實際デアリマス  
實際ハドウカト云フト、立退ノ期間ガ三月三十日トアレバ、  
三十日間近ニナシテ初メテ供託ヲスル、供託サレテモ其金ノ幾分ヲ残シ  
バ、其價格ニハ承諾ハ出來ナイトシテモ、其金ノ幾分ヲ残シ  
テ、之ヲ日本銀行カラ取下グテ、移轉ノ準備ヲスル、然ルニ  
實際ハドウカト云フト、立退ノ期間ガ三月三十日トアレバ、  
三十日間近ニナシテ初メテ供託ヲスル、供託サレテモ其時ニ  
金ヲ取下グテハ移轉ガ間ニ合ハヌ、收用法ノ爭ハ移轉、非  
移轉デナクシテ、補償ノ金額如何デアリマスカラ、補償ノ金  
額ニ同意シ得ナイ時分ニ、争フニシテモ家ハ先づ明ケル、審  
査會ガ済ンダ後ニハ命ゼラレタ期間内ニハ立退カナケレバ  
ナラヌノアルガ、立退クコトモナラズ、金ハ勿論ナシ、法律ノ  
保障ガアルテモ、法律保障ニ依テ之ヲ司法裁判ニ訴ヘント  
云フコトモ出來ナカラシムルガ如キ、行政上ノ手段ノ壓迫ノ  
爲ニ、法律上ノ保護ト云フコトハ何モナラナクナテ居ル、現  
ニ此事ハ都下ニ起シダ事實ノ上ニ明ニ其事實ヲ示シテ居  
ル、斯カル事ハ收用法ガ如何ニ綿密ニ所有權ヲ保護シテモ、  
行政官ノ手心一ツア此法ノ精神ハ滅却サレル、ソレ故ニ政  
府當局ハ極テ能ク御承知デアルノアリマスルカラ、法文ノ  
中ニ斯ル事ノ起ラナイヤウニ、審査會ガ濟シダナラバ直ダ金  
ヲ提供スルト云フコトノ法條ヲ御設ケニナラナケレバナラヌ、  
此二點ニ付キマシテ内務大臣ノ御答ヲ請ヒタイト思フノデ  
アリマス

○議長(糸谷義三君)　隊本政府委員

○議長 柏谷義三君 田川大吉郎君  
〔田川大吉郎君登壇〕

テ然ルベキコトニ考ヘルソレ故ニ殊改正ヲ致スニテ  
シマセヌデアリマシタ、第三番目ノ供託金ノコトヲ御尋ニナ  
リマシタガ、此點ハ改正ノ必要ヲ認メマセヌノデ、其點ニハ  
獨レナインテ置キマシタノデアリマス

従来ニ於キマシテモ行政官廳ニ於テ左様ニ取扱シタ例モアリマスルシ、若シ争ガ起リマシタナラバ、只今ノ條文ノ通常受クベキ損失ト云フ中ニ入ルコトノ解釋ニ依テ、補償ヲ與ヘ

ニ於キマシテモ、第四十七條ニアリマシタカ、收用サル、者ノ通常受クベキ損失ノ補償トシテ、營業權若クハ店舗ノ權利ガ經濟的價格アリト認メマシタナラバ、之ニ向ツテ相當ノ補

云フヤウニ考ヘタノアリマス、ソレカラ第ニ店舗ノ経済上ノ價格ト云モノヲ認メテ、之ニ補償ヲ與ヘル必要ガアルト思フガドウカ、此點ニ於テ改正法ガマダ届イテ居ナイヤウニ思フゲ、云フマタ却モ意ト承リマシタガ、此點ハ見行法

箇月以内ニ和解ノ日時ノ定メアル  
ヘタノデアリマス、又六箇月以内ニ終了スル期間ノ定メアル  
負借權ニ付キマシテハ、最早六箇月ノ期間ヲ猶豫期間トシ  
テ與ヘルノデアリマスカラ、其以上ニ保護スル必要ハ無イト

出來ルソレ故ニ借家法ト歩調ヲニシマシテ、六箇月以内ニ移轉スレバ、借家法ノ六箇月ノ保護ト同ジダケノ保護ガ受ケラレル、ソレ故ニ借家法ト同一歩調ヲ執リマシテ、六

申シマスレバ、未ダ足ラザル所ノアルヤウニ感ズルノデアリマス、無形ノ権利ヲ保護スルコトニ未ダ足ラザル所ノアルヤウニ感ズルノデアリマス、現ニ無形ノ権利トシテ要求セラレテ居ル所ノモノハ、場所代若クハ造作代トカ云フ名稱ニ依テ取扱ハレテ居リマス、此場所代若クハ造作代ト云フ名稱ニ依テ取扱ハレテ居リマス権利ハ、其土地ガ收用セラレ、移轉セシマラレル結果トシテ、從來其處ニ營業シテ居リマシタ所ノ人ガ、他ノ地方ニ移轉シマスニ當ゲテ、從來ノ營業ニ伴フ得意先ヲ失フノデアリマス、若クハ從來ノ營業ヲ其移轉ノ爲ニ休止セラレルヤウニナルノデアリマス、斯ノ如キモノヲ當然補償セナケレバナリマセヌケレドモ、今日迄ノ法律ノ運用ノ實際ニ於テハソレガ始終疑問トナリ來ツタノデアリマス、折角改正セラレル以上ハ、是等ノ権利ヲ補償スルコトニ法律ヲ以テ明確ニ規定セラレル必要ガアルト思ヒマスガ、今回ノ御提案ニ於テハ、其事が明瞭ヲ缺イテ居ルヤウニ思ハレマス、是等ノ事實ト、此事實ニ適合セシムベキ法律ノ規定トノ其關係ニ於ケル政府ノ所見如何、斯ウ云フノガ私ノ第一ノ問デアリマス、第二ニ高木君ノ問ト同ジ事項ニ關聯シテ居ルト思ヒマスガ、現行法規ノ第六十條ノ關係デアリマス、「起業者ハ收用又ハ使用ノ時期マニ補償金ヲ拂渡スヘシ」起業者ガ土地ヲ收用セラレタ者ニ對シテ補償金ヲ拂渡シマスマス期ガ、收用又ハ使用ノ時期マニトナリテ居リマス、實際ニ於テハ其家屋ヲ買收セラレ、土地ヲ買收セラレル所ノ者ハ、モット早ク其補償金ヲ拂渡サレル必要ヲ感ズル、其補償金ナシニハ他ニ移轉スルコトハ出來ナイノデアリマス、東京方面ニ行ハレテ居ル實際ノ習慣カラ申シマスレバ、多クハ早目ニ前渡シヲ致シテ居ルノデアリマス、今回改正セラレル以上ハ、其實地ノ慣例ニ伴フヤウニ之ヲ規定セラレル必要ガアタト思ヒマス、政府ハソレニ對シテドウ云フ見解ヲ持テ居ラレタノデアラウカ、サウ云フ必要ハ無イ、現在ノ規定ノ儘ニシテ、其運用ニハ差支ナシト云フ御見解デアラウカ、其所見ヲ土地ヲ收用セラレ、若クハ使用セラレ、起業者ガ其土地ヲ收用シ若クハ使用スル時期マニ之ヲ拂渡スノデアリマステ居リマス故ニ、私ハ之ニ對シテ更ニ數言ノ説明ヲ加ヘル必要ヲ感ズルノデアリマス只今申上ダマヤウニ、補償金ハ之ヲ拂渡シマスコトハ、法律ノ規定ニハ反イテ居ルノデアリテ居リマス故ニ、私ハ之ニ對シテ更ニ數言ノ説明ヲ加ヘル必要ヲ感ズルノデアリマス只今申上ダマヤウニ、補償金ハ土地ヲ收用セラレ、若クハ使用セラレ、起業者ガ其土地ヲ收用シ若クハ使用スル時期マニ之ヲ拂渡スノデアリマスマスケレドモ、實際ノ必要已ムヲ得マセヌデ早目ニ之ヲ拂渡カラ、現在ノ取扱ノ習慣トシテ——一部ノ習慣トシテ早目ニ之ヲ拂渡シマスコトハ、法律ノ規定ニハ反イテ居ルノデアリテ居リマス故ニ、私ハ之ニ對シテ更ニ數言ノ説明ヲ加ヘル必要ヲ感ズルノデアリマス只今申上ダマヤウニ、補償金ハ

シツ、アル、此事實ヲ内務省ガ若シ検査官ヲ市町村ノ役場ニ派遣シテ、此取引ノ實際ヲ調べマシタトキニハ、是ハ法律違反トナラナケレバナラヌノアリマス、隨テ此問題ニハ直ニ官紀ノ紊亂ト云フヤウナ問題、綱紀ノ肅正ト云フヤウナ問題ガ起ルノデアリマス、係ノ吏員ガ法律ニ反イテ早目ニ拂渡シタ、此ニ情實ガアル、此ニ不正ガアル、此ニ腐敗ガ行ハレタトシテ、當該ノ係員ハ非常ナル苦シイ破目ニ陥ラナケレバナラナイ法律ノ規定ニカク居ルノデアリマス、此境遇カラ當該ノ係員ヲ救ヒ出シマスコトハ、當然ニ内務省ノ責任デアリテ、又此法律ノ規定ノ目的ノ一ツデナクテハナラナイ、然ルニ折角ノ御改正デアリマスか、其點ニ對スル注意ヲ缺イテ居ラレルヤウニ思フ、内務省ハ之ヲ此儘ニシテ置イテ實際上差支ナイ、法律ノ規定ト當該係員等ノ實際ノ運用トノ間ニソレダケノ懸隔ヲ生ジテ居テモ、實際ニ於テハ何等ノ質問ニ附加ヘテ、此場合ニ於テ御説明ヲ仰イデ置キタイト

#### 第四　右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ

○ 岩崎勲君　委員ノ數ハ特二十八名トシ、議長ニ於テ指名アランコトヲ望ミマス  
○ 議長(柏谷義三君)　岩崎君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第五、第六ハ關聯シタ議案デアリマスカラ、一括議題ト爲スニ御異議ハアリマセヌカ　選舉

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、乃チ茲三日程第五、工場法中改正法律案、日程第六、工業労働者最低年齢法案、右二案ヲ一括議題ト致シ、其第一讀會ヲ開キマス

## 第五 工場法中改正法律案(政府提)

第一讀會

工場法中改正法律案

第一條中「十五人」 $\rightarrow$ 「十人」三致不

## 第二條 削除

第三條中「十五歲」ヲ「十六歲」三、「十二時間」ヲ「十一時

第四條由

「三改メ左ハ但書ヲ加フ

但行政官廳ノ詳

第五條 削除

**第六條**

少クトモ一回ノ休日ヲ設ケ、一日ノ就業時間カ六時

間ヲ超ユルト

少々トモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ

前項ノ休

ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

夏季ニ於テ一時間ヲ超エル休憩時間ヲ設クル場合ニ  
於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ超エル時  
間以内就業時間ヲ延長スルコトヲ得但シ其ノ延長時  
間ハ一時間ヲ超エルコトヲ得ス

第八條中「第三條乃至第五條」ヲ「第三條、第四條」ニ、  
「及第五條ノ規定ニ拘ラス職工」ヲ「規定ニ拘ラス十六

歳以上ノ女子」ニ改メ左ノ但書ヲ加フ

但シ急速ニ腐敗シ又ハ變質スル虞アル原料又ハ材料  
ノ損失ヲ防ク為必要ナル場合ニ於テハ繼續四日以上  
ニ及バラス且一月ニ付七日ヲ超エサル限り行政官廳ノ

許可ヲ受クルコトヲ要セス

第九條乃至第十一條中「十五歳」ヲ「十六歳」ニ改ム

第十二條中「産婦」ヲ「産前産後、若ハ生兒、哺育中ノ女  
子」ニ改ム

第十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ工業主ニ命シタル事  
項ニ付必要ナル事項ヲ職工又ハ徒弟ニ對シ命スルコ  
トヲ得

第十四條 當該官吏ハ工場若ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢  
シ又ハ就業ノ禁止制限ヲ爲スヘキ疾病若ハ傳染ノ虞  
アル疾病ニ罹レル疑アル職工若ハ徒弟ノ検診ヲ爲スコ  
トヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ

第十五條 工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ職工カ業務  
上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人  
又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生  
計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

第十六條中「戸籍吏」ヲ「戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其  
ノ代理者」ニ改ム

第二十條 工業主又ハ前條ニ依リ工業主ニ代ル者本  
法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス  
處分ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ニ臨檢ヲ拒  
妨々若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲ス  
ケタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條中「本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違  
背スル所爲ヲ爲シタルトキハ」ヲ「本法若ハ本法ニ基キ  
テ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ  
ハ三改ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

## 附 則

前項ノ規定ニ依リ十五歳未滿ノ者及女子ヲシテ就業セ  
ムトスル場合ニ於テハ毎月少クトモ四回ノ休日ヲ設ケ十  
日ヲ超エサル期間毎ニ其ノ就業時ヲ轉換スヘシ

第六條 工業勞働者最低年齡法案（政府提  
出）

## 工業勞働者最低年齡法案

## 工業勞働者最低年齡法

## 第一條 本法ニ於テ工業ト稱スルハ左ニ掲クル事業ヲ

第七條 第三條ノ規定ニ違反シタル者又ハ正當ノ理由  
ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ妨々若ハ忌避シ又ハ  
事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證  
明ヲ求ムルコトヲ得

第六條 第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰  
金ニ處ス

第七條 第三條ノ規定ニ違反シタル者又ハ正當ノ理由  
ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ妨々若ハ忌避シ又ハ  
其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲ス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ  
タル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 使用者營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有  
セサル未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナ  
ル場合ニ於テ使用者ニ適用ムヘキ罰金ハ其ノ法定代理  
人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適  
用ス

第九條 使用者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇  
人其ノ他、從業者ニシテ本法ニ違反スル所爲ヲ爲シ  
タルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰  
ヲ免ルルコトヲ得ス

第十條 本法ニ於テ使用者ニ關スル規定ハ工場法ノ適  
用ヲ受クル工場ニ在リテハ工業主ニ、工場管理人アル  
場合ニ於テハ工場管理人ニ、鑄業ニ在リテハ鑄業權  
者ニ、鑄業代理人アル場合ニ於テハ鑄業代理人ニ之  
ヲ適用ス

第十一條 本法ハ罰則ヲ除クノ外國、府縣、市町村其ノ  
他ニ準スベキ者ノ使用者タル場合ニ之ヲ適用ス

第二條 十四歳未滿ノ者ハ工業ニ之ヲ使用スルコトヲ  
得ス但シ十二歳以上ノ者ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ  
修了シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ同一ノ家庭ニ屬スル者ノミヲ使用スル事  
業又ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ工業ニ關スル學校ニ於  
テ兒童ニ爲サシムル作業ニ之ヲ適用セス

第二條 十六歳未滿ノ者ヲ工業ニ使用スル場合ニ於  
テ使用者ハ其ノ住所、氏名、生年月日及學歷ヲ記  
載シタル名簿ヲ調製シ作業場ニ備附クルコトヲ要ス但  
シ工場法施行令又ハ鑄業法ニ依ル名簿ノ備附アル場  
合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四條 當該官吏ハ作業場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨  
檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶ス  
必要アルハ勿論アリマス

(柏谷議長議長席ヲ退キ松田副議長代り著席)

此趣旨ニ基キマシテ本案ヲ提出致シタノデアリマス、本案改正ノ要旨ヲ申上ダマスレバ、現行法ニ於キマシテハ工場法ノ適用範圍ガ原則ト致シマシテ十五人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ限ラレテ居ルノデアリマス、又保護職工ノ職工ヲ使用スル工場ニ及ボシタノデアリマス、又保護職工ノ範圍ハ、現行法ニ於キマシテハ女子及十五歳未満ノ者ト致シテ居リマスルノヲ、女子及十六年未満ノ者ト改メタノデアリマス、又保護職工ノ一日ノ就業時間ヲ現行法ハ原則ト致シマシテ十二時間トナフテ居リマスルノヲ、一時間短縮致シマシテ十一時間ト致シタノデアリマス、又保護職工ノ深夜業ノ禁止ハ現行法ニ於キマシテハ、尙ホ八年餘リノ猶豫期間ヲ残シテ居ルノデアリマスガ、之ヲ三年ニ短縮スルコトニ致シタノデアリマス、又深夜ノ範圍ハ、現行法ハ午後十時ヨリ午前四時迄ト致シテ居ルノヲ改メマシテ、原則ト致シマシテ午後十時ヨリ午前五時迄ト致シタノデアリマス、是等ノ改正ハ主トシテ前ニ述ヘマシタガ如クニ、労働者ノ保護ヲ厚クシ、工業能力ノ増進ヲ圖ラントスル趣旨ニ外ナラナイノデアリマス、何卒御審議ノ上御協賛アランコトヲ望ミマス(拍手)次ニ工業労働者ノ最低年齢法、是ハ此度新ニ提出セラレタノデアリマスルガ、其趣旨ハ工業ニ從事シ得ル労働者ノ最低年齢ヲ定メマシテ、其年齢ニ達シマセヌ幼年者ヲ、工業ニ使用スルコトヲ禁止セントスルニ在ルノデアリマス、即チ心身ノ發達未ダ十分デナイ幼年者ヲ工業労働ニ使用致シマスルコトハ、其健全ナル發育ヲ妨ダマシテ、教育ヲ受ケル期間ヲ失ハシメ、其將來ヲ傷ツケルノミナラズ、之ヲ國家的見地ヨリ見マスルトキニハ、將來ニ於キマスル労働ノ供給ヲ減少致シマシテ、國民ノ經濟力ヲ減殺シ、國民全體ノ健康ノ發達ヲ阻害スルニ至ルノデアリマス、ソレデアリマスルカラ各國何レニ於キマシテモ、幼年者ノ工業労働ヲ禁止シテ居ルノデアリマス、我國ニ於キマシテモ夙ニ其必要ヲ認メテ居リマシテ、現行工場法及工業法ニ依リマシテ、幼年者ノ就業ヲ許可シテ居ルノデアリマス併ナガラ現行法ハ

法ヲ適用スル工場ニ限ラレテ居リマシテ、適用範圍ガ幾キニ過グルノ憾ガアルノデアリマス、且又本年華盛頓會議ニ於テ開カレマシタ、國際労働總會ニ於キマシテ決議致シマシタ事柄ヲモ参酌致シマシテ、此法案ヲ制定致シマスルト云フコトハ、我國現下ノ狀況ニ必要ナルモノト考ヘタノデアリマス、此趣旨ニ於キマシテ本案ヲ提出致シマシタノデアリマスルカラ、是亦御審議ノ上御協賛ヲ給ハランコトヲ希望致シマス(拍手)

○副議長(松田源治君) 本案ニ付テ質疑ノ通告ガアリマス之ヲ許シマス——田川大吉郎君

(田川大吉郎君登壇)

○田川大吉郎君 本案第三條ノ中、十五歳ヲ十六歳ニ改メ、十二時間ヲ十一時間ニ改メラレマシタ改正ノ御趣意ニ對シテハ勿論贊成デアリマス、此第三條ノ次ノ項ニ於テ、現存セル法規ニアリマスガ、即チ次ノ項ニ於テ、原則トシテ十二時間ヲ更ニ一時間ダク延長スルコトガ出來ルト云フ規定ニナフテ居リマス、隨テ原則ハ十二時間デアリマスルケドモ或ル場合ニ於テハ之ヲ十四時間迄延長シテ使役スルコトガ出來ル法律ノ規定ニナフテ居リマス、今回其原則ハ十二時間ヲ十一時間ニ短縮セラレタノデアリマス、種種ナル場合ニ於テ例外規定ヲ設ケテ、此原則ヲ不合理ト申長シテ使役スルコトガ出來ル譯デアル、一體此工場法ハ制定ニ當時原則ハ相當ニ立派ニ立テラレタノデアリマス、種種ナル場合ニ於テ例外規定ヲ設ケテ、此原則ヲ不合理ト申シテハ語弊ガアリマセウケレドモ、原則ノ目的ノ貫徹ヲソレニ依テ——例外ノ規定ニ依テ抑制セラレタル場合ガ幾ツモアル、其例外ノ規定ニハ矢張十五年ト云フ期限ガ付イテ居リマシタ、此法律制定ノ後十五年ノ間ハ云々スルコトガ出來ス、十五年ト云フ期限ヲ設ケテ例外規定ヲ立て、アリマシタ、今日其十五年ヲ待タズシテ、十五歳ヲ十六歳ニ、十二時間ニナッケレドモ、例外ノ規定ノ二時間ハ専用スル居リマシタ、此法律ノ例外ノ規定ノ二時間ヲ何故ニ修正スベク、御盡力下サラカクノデアラウカ、之ヲ第一ノ問ト致シマス、原則ハ十

二條ニ關係ガアリマス、第十二條ニハ「產婦」ヲ「產前產後、若ハ生兒哺育中ノ女子」ト改正セラレテアル、是モ改正ノ御趣意ニ賛成ヲ表スル者デアリマス、御尋ヲシタイノハ此產前產後ノ期間ハドレタケアルカ、期間ガ問題デアリマス、產前產後ノ期間ハドレタケアルカ、期間ガ問題デアリマス、產前產後ノ期間ハドレタケアルカ、期間ガ問題デアリマス、此問題デアリマス、サウシテ此期間ガ茲ニ明白ニ規定セラレテハ甚ダ不滿足ニ思フ者デアル、海外ノ立法例ハ斯ウ云フ事ヲ他ノ勅令ヤ何カノ規定ニ御讀リニナルコトハ私共トシテハナニ頗ル注意ヲ拂テ居ルノデアリマス、今回之ヲ改正シテ、女ヤ子供ハ其自由ノ能力ヲ缺イテ居ル所カラ、法律ニ於テ細カニ之ヲ保護スル必要ヲ認メ、彼等ハ此規定ヲ設ケテハナニ頗ル注意ヲ拂テ居ルノデアリマス、今回之ヲ改正セラレ、ニ當テ、此點ニ對シテノ立法ヲ解ラレタヤウナノハドウ云フ譯デアルカ、ドウ云フ御趣意デアルカ、是ガ第二ノ十二條ニ關スル一ツノ問テアル、ノミナラズモウ一ツ此事ニ付テ問ノ進メテ置キタ、產前產後ノ女ニ相當ノ休養ノ期間ヲ與ヘマスルト、強慾ナ資本家ハ此場合ニ於テ之ヲ解雇スルノデアリマス、解雇スルノデアル、其解雇ヲ解雇セシメナイヤウニ法律ヲ以テ保護スル必要ガアル、此事ニ關スル政府ノ所見如何、又解雇シマセヌマデモ、此休養ノ間ニ於テ、貸銀ヲ支拂ハナケレバ其產婦並ニ其子供ハ安全ニ生存スルコトハ出來ナイノデアリマス、故ニ解雇セシメザル制限ヲ設クルノミナラズ、此場合ニ於テ其貸銀ヲ保障スルコトヲ法律ヲ以テ保護シテヤル必要ガアルト思ヒマス、又海外ノ實例ハサウナシテ居リマス、此際其事ノ規定ノナカッタ理由ハ何デアルカ、其必要ヲ御認ニナラナカクノデアルカ、若シ其法律ノ保護ガナケレバ、產前產後ノ女ハ第十二條ニ於テ幾分カヲ以テ保護シテヤル必要ガアルト思ヒマス、

二ノ問デアリマス

○副議長(松田源治君) 塚本政府委員

(政府委員塚本清治君) 工場法改正案中第三條ノ規



低年齢及健康證明書ニ關スル法律案ヲ議題ト致シマス——  
國務大臣前田利定君

## 第十二 船員ノ最低年齢及健康證明書ニ

### 關スル法律案(政府提出)

#### 第一讀會

船員ノ最低年齢及健康證明書ニ關スル法律案

第一條 本法ハ勅令ノ定ムル場合ヲ除クノ外沿海航路

以上ノ航路ヲ航行スル船舶ノ船員ニ之ヲ適用ス

第二條 十四歳未滿ノ者ハ船員トシテ之ヲ使用スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ同一ノ家庭ニ屬スル者ノミヲ使用スル爲サシムル作業ニ之ヲ適用セス

第三條 十八歳未滿ノ者ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ船舶内勞働ニ適スルコトヲ證明シ且醫師ノ署名シタル健康證明書ヲ有スルニ非サレハ船員トシテ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ緊急已ムヲ得サル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ規定ニ依リ健康證明書ヲ有セサル者ヲ使用シタルトキハ船長ハ最初ニ到着シタル港ニ於テ前項ノ健康證明書ヲ得シムルノ手續ヲ爲スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ健康證明書ヲ受クルコト能ハサル者ハ之ヲ引續キ使用スルコトヲ得ス

第一項ノ健康證明書ノ有效期間ハ之ヲ一年トス航海中其ノ期間満了スルトキハ該航海ノ終了迄其ノ效力ヲ有スルモノト看做ス

第三項ノ規定ハ同一ノ家庭ニ屬スル者ノミヲ使用スル場合ニ之ヲ適用セス

第四條 十八歳未滿ノ者ヲ船員トシテ使用スル場合ニ於テハ船長ハ其ノ本籍氏名及生年月日ヲ記載シタル名簿ヲ調製シ船舶内ニ備附クルコトヲ要ス但シ十六歳以上ノ者ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ右名簿ヲ

○國務大臣(子爵前田利定君) 本案提出ノ理由ヲ簡單ニ御説明申上ダマス、海上ニ勞働致シマス者ハ、其業務ノ性質上家族ノ手許ヲ離レマシテ遠ク海洋ニ於キマシテ勞務ニ服スル者テアリマス、故ニ此種ノ勞働ニ服シマス者ノ中、兒童ノ最低年齢ニ付キマシテ適當ノ制限ヲ定メマスト云フコトハ、洵ニ是ハ緊切ナ事ト信スルノニアリマス、尙又兒童ニ服スル者テアリマス、

少者ヲ其船ニ乗組マヌニ當リマシテ、體格ノ検査ヲ行フト云フ如キ保護的ノ規定ヲ設ケマスト云フコトハ、是等年少者ノ訓育ノ上ヨリ致シマシテモ、又保健ノ上ヨリ致シマシ

第五條 當該官吏ハ船舶ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ

第六條 船員、船員タラムトスル者、船舶所有者又ハ船長ハ船員又ハ船員タラムトスル者ノ戶籍ニ關シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明書ニ關スル法律案ヲ議題ト致シマス——

務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第七條 第二條又ハ第三條ノ規定ニ違反シタル船舶所有者又ハ船長ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ニ該當スル者未成年者若ハ禁治產ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ其ノ者ニ適用スヘキ罰則

ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス

第一項ノ規定ニ該當スル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ第二條又ハ第三條ノ規定ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第八條 第四條ノ規定ニ違反シタル者又ハ正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シテ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 本法ニ於テ船舶所有者ニ關スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ於テハ船舶管理人ニ、船舶貸借ノ場合ニ於テハ船舶賃借人ニ之ヲ適用ス

第十條 本法ハ罰則ヲ除クノ外國、府縣、市町村其ノ他之ニ準スヘキ者ノ使用者タル場合ニ之ヲ適用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際十四歳未滿ノ者ヲ引續キ使用スル場合ニ於テハ其ノ者ニ付第二條ノ規定ハ之ヲ適用セス

本法施行ノ際十八歳未滿ノ者ヲ引續キ使用スル場合ニ於テハ其ノ者ニ付雇入期間ノ満了迄第三條ノ規定ハ之ヲ適用セス雇入期間ノ満了迄第三條ノ規定ハ之ヲ適用セス

該航海ノ終了迄之ヲ適用セス

(國務大臣子爵前田利定君登壇)

○正木照藏君 少シク御尋ニ致シタイ條項ダゴザイマス、

第一本案ハ何時カラ御實行ニナラントスル御考デゴザイマスカ、此事ヲ御尋スルト中シマス趣意ハ、是ハ只今遞信大臣ヨリ御述ニナツタ如ク、此本案ノ骨子ハ第三回ノ勞働會議ニ決メラレタ所ノ條約案ガ、各國ニ於テ既ニ批准サレテ居リマスカ、如何デゴザイマスカ、私一向知リマス日本ニ於キマシテモ是ハ既ニ御批准ニナツテ居リマスカ、ドウデゴザイマスカ、私ハ昨年餘所ニ參テ居リマシタノデ一向知リマセスデ、ソレヲ御伺ヒシタイ、ソレト申シマスノハ先般來日支那便約定ノ事ニ付キマシテモ色ニ議論ガアリマス如ク、若シ只今茲ニ法律ヲ拵ヘテ其條約案ノ骨子ヲ實行スルコトニナリマストキニ於テハ、他日約定案ヲ御批准ヲ願ヒ奉ルト云フトキニ於テハドウ云フ關係ニナルカ、又樞密院ニ之ヲ御諮詢ニナツタ時ニ於テハ、隨分既ニ實行サレテ居ル事ニ付テハ、何トモ言フコトガ出來ナト云フ事ニナリハシナカ、斯ウ云フ事ヲ私ハ心配スルソレニ付テハ政府ハドウ云フ御考ニナツテ居リマスカ承リタイソレカラ次ニ此人道問題ノ上カラ致シマシテ幼年ノ勞働者ヲ保護スルト申シマスコトハ、洵ニ宜シコトデゴザイマスケレドモ、陸上ノ勞働者ト違ヒマシテ、海上ノ勞働者ニ付キマシテハ、少シク趣が異ルコトガアリハシナイカト思フ、何トナレバ我ガ日本ノ如キ海國ニ於テハ、一般ノコトデゴザイマスケレドモ、陸上ノ勞働者ト違ヒマシテ、船上ニシテ致シマシテ、子供ノ時分カラ陸上行クガ如ク、船ニ在ルコト家ニ在ルガ如キ思想ヲ養成セシケレバナラヌ、隨テ子ス、サウ云フ點カラ考ヘマスト、矢張若イ時分カラ船ニ乗ルト

(一三)

テモ、是ハ考ヘナケレバナラスト思フノアリマス、故ニ政府ニ於キマシテモ此邊ニ付キマシテ考究ヲ致シテ居リマシタ所、勞働總會ノ第二回目ニ於キマテ、此兒童ノ最低年齡ヲ定メル條約案ガ採擇サレタノシデアリマス、又第三回、國際勞働會議ニ於キマシテ海運ノ實況其他ヲ鑑ミマシテ、又今申提出致シタ次第デアリマス、何卒慎重御審議ノ上ニ御協賛アランコトヲ望ムマス(拍手)

○副議長(松田源治君) 本案ニ付テ質疑ノ通告カアリマス、之ヲ許シマス——正木照藏君

○正木照藏君(登壇)

○正木照藏君 少シク御尋ニ致シタイ條項ダゴザイマス、

第一本案ハ何時カラ御實行ニナラントスル御考デゴザイマスカ、此事ヲ御尋スルト中シマス趣意ハ、是ハ只今遞信大臣ヨリ御述ニナツタ如ク、此本案ノ骨子ハ第三回ノ勞働會議ニ決メラレタ所ノ條約案ガ、各國ニ於テ既ニ批准サレテ居リマスカ、如何デゴザイマスカ、私一向知リマス日本ニ於キマシテモ是ハ既ニ御批准ニナツテ居リマスカ、ドウデゴザイマスカ、私ハ昨年餘所ニ參テ居リマシタノデ一向知リマセスデ、ソレヲ御伺ヒシタイ、ソレト申シマスノハ先般來日支那便約定ノ事ニ付キマシテモ色ニ議論ガアリマス如ク、若シ只今茲ニ法律ヲ拵ヘテ其條約案ノ骨子ヲ實行スルコトニナリマストキニ於テハ、他日約定案ヲ御批准ヲ願ヒ奉ルト云フトキニ於テハドウ云フ關係ニナルカ、又樞密院ニ之ヲ御諮詢ニナツタ時ニ於テハ、隨分既ニ實行サレテ居ル事ニ付テハ、何トモ言フコトガ出來ナト云フ事ニナリハシナカ、斯ウ云フ事ヲ私ハ心配スルソレニ付テハ政府ハドウ云フ御考ニナツテ居リマスカ承リタイソレカラ次ニ此人道問題ノ上カラ致シマシテ幼年ノ勞働者ヲ保護スルト申シマスコトハ、洵ニ宜シコトデゴザイマスケレドモ、陸上ノ勞働者ト違ヒマシテ、海上ノ勞働者ニ付キマシテハ、少シク趣が異ルコトガアリハシナイカト思フ、何トナレバ我ガ日本ノ如キ海國ニ於テハ、一般ノコトデゴザイマスケレドモ、陸上ノ勞働者ト違ヒマシテ、船上ニシテ致シマシテ、子供ノ時分カラ陸上行クガ如ク、船ニ在ルコト家ニ在ルガ如キ思想ヲ養成セシケレバナラヌ、隨テ子ス、サウ云フ點カラ考ヘマスト、矢張若イ時分カラ船ニ乗ルト

云フコトガ宜カラウト恩フノデアリマス、ソレニ付キマシテ色ノ面倒ヲ拂ヘマスト、却テ其思想ヲ害スルト一阻遠フト思フ、此邊ニ於テノ御考ハドウデアルカ、ソレカラ次ニハ船員法トノ關係ガドウデアルカ、我國ニ於テハ三十二年ノ法律第四十七號ヲ以テ船員法ガ制定サレテ居ル、其船員法ノ第四條ニ斯ウ云フ條項ガアル「未成年者カ船員ト爲ルニ六其法定代理人ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス」「未成年者カ船員手帖ノ交付ヲ申請スルニハ前條第一項ニ掲ケタル事項ノ外前項ノ許可ヲ得タル旨ヲ證スルコトヲ要ス」前項第二項ト申スノハ船員手帖ノ交付ヲ申請致スニ付キマシテハ、氏名トタク本籍身分トカ、出生ノ年月ヲ書クト、斯ウ云フコトニナニテ居ル、其別ニ此代理人ノ許可ヲ得タコトヲ書ケト、斯ウ云フ條項ト思フ、ソレカラ又第五條ニ於キマシテハ「船員ト爲ルコトヲ許サレタル未成年者ハ雇傭契約ニ關シテハ成年者ト同一ノ能力ヲ有ス」トアル、我が船員法ニ於キマシテハ、即チ未成年者ニ船員トナルコトヲ許シテ居ル——認メテ居ル、只今ノ法律ト意トハ少シソレガ矛盾シテ居ル、是ハ私共考ヘマスルト、此只今原案ニ出テ居ルガ如キ法律ヲ實行スルニ付テハ、此船員法ヲ改正スルモノガ當然デナリ、此條ノミナラズ此船員法ノ中ニハ色ニ手續ガゴザイマシテ、或ハ傭人ヲ僕入レル等ノ色ニ手續ガアリマシテ、ソレドノ規定ガアル故ニ、此改正ヲスルニハドウシテモ船員法ヲ改正センケレバナラズ、ソレガ當然デアルト思フ、然ルニ其方法ヲ御統リニナラズシテ、之ヲ單行法トシテ御出シニナルト云フノハドウ云フ御考デアルカ、船員法ト職稱スル點ハドウ云フ卒ニナルノデアルカ、無論後ノ法律ヲ以テ改シマスレバ、先ノ法律カ消滅スルコトニナリマセウカ、色ニ手續等ガゴザイマスカラ、此鑑デハドウモ行ケマスマイト恩フ、ソレニ付テ政府ノ御考ハドウデアルカ、ソレカラ此漁業船ヲ條約ニ依リマスルト除外シテ居ル、漁業船ト言ヒマシテモ遠洋航路漁業船ニナリマスレバ、日本ニ於テモ獎勵法ガゴザイマシテ、隨分大キナ船ガアル、其船ニ乘テ居ル所ノ人間ハ通常ノ商船ニ乗テ居ル所ノ人間ト餘り違ヒマセヌ、殆ド變ラナイ之ヲ除外サレタ點ト由サレマス所ノ精神ガ、ドウ云フ都合アリマスカ、就キマシテ縛縛致シマスガ、漁船法上云フモノハ、ドウシテモ將ヘナケレバナラズ、所ガ其漁船法ノ制定ニ付キマシ

テハ、政府ニ於テハ或ハ農商務省ノ所管デアルトカ、逓信省ノ所管デアルトカ申シテ、所管争フ致シマシテ、未ダ之ニ手ヲ著ケルコトが出来ナイト云フコトヲ今日ノ新聞ニモ現ニ書イテアル、餘程政府ノ不統一ヲ攻撃シテ居ルヤウナコトニナツテ居ルガ、是ハドウ云フコトニ爲サル御考デアルカ、是ハ最モ必要ナ事デアツテ、此案ニハ最モ關係ヲ持シテ居ルト思フソレカラ次ニ御尋致シタインハ、此船員ノ保健、是ハドウスル御考デアルカ、昨年デゴザイマシタカ、昨年デゴザイマシタカ、政府ハ既ニ其案ガ出来テ居リマシテ、昨年ノ議會ニモ出スヤウナ御話デアツ、然ルニ今日ニ至ルマデ其案ガ出来ナイ、是モ社會局カ何處カノ管轄ニ移サレテ、色々政府ノ統一ヲ缺イテ居フテ、出スコトガ出来ナイト云フコトヲ承フテ居リマスガ是ハドウ云フ考デアルカ、本案ニ付キマシテハ最モ關係ヲ持シテ居ルヤウニ思ヒマス、此數箇條ニ付テ、ドウゾ大臣カラ明ナル御答辯ヲ承リタイノデアリマス

○副議長(松田源治君) 國務大臣前田利定君

(國務大臣子爵前田利定君登壇)

○國務大臣(子爵前田利定君) 正木君ノ御質問ニ御答致シマス、本法律案ノ成立後ノ執行ノ時期ニ付テノ御質問ガ第一點デアツト思ヒマス、此執行ノ時期ニ付キマシテハ未ダ確定シテ居リマセヌ、ト申シマスモノハ正木君モ御述ノ通りニ、是ハマダ條約ノ御批准ヲ經テ居リマセヌ、現下樞密院ノ方ニ繫屬中ニナツテ居ルノデアリマス、故ニ本法律案ガ成立ノ後、御批准ガ濟ミマシテカラ執行スルコトニナルデアラウト信ジテ居リマス、而シテ御批准關係ノ事ニ付キマシテハ、是ハ外務大臣ヨリ御必要ガアレバ御答申スノガ適當密院ノ方ニ繫屬中ニナツテ居ルノデアリマス、其他ニ付キマシテ考ヘテ居リマス、外國ガ如何ニシテ居ルカト云フコトニ付キマシテハ、私ノ知リ得ル所ニ依レバ、海運ノ先進國トモ申スペキ矣、吉利ハ、既ニ批准ガ終了シテ居ルコト、承知シテ居リマス、其他ニ付キマシテハ十分ニ承知シテ居リマセヌ、第二點ニ於キマシテハ、此年齢制限ニ付テ熟練ナルデアラウト信ジテ居リマス、而シテ御批准關係ノ事ニ付キマシテハ、先刻申述べマシタ通りニ、專ラ年少者ノ身體ノ保健藏君「達ヒマス私ノ申シタノハ海事思想ノ發達ヲ阻止スルコトニナリハセヌカ、斯ウ云フノデアリマス」ト呼フ御尋ノ點ハ一應御尤デアリマスルケレドモ、本案提出ノ理由ト致シマシテハ、先刻申述べマシタ通りニ、專ラ年少者ノ身體ノ保健ノ上ヨリ、又家庭ヲ遠ク父母ノ手許ヲ離レテ海洋ノ上デ勞務ニ服スル者ニアリマスルカラシテ、其謂育ノ上ニ著眼ヲ致シマシテ、専ラ立法致シタ次第デアリマス、又海事思想ニ付キマ

シテモ、是モ左マデ支障ノアルモトモ當局ハ思ウテ居ラス  
次第ニアリマス、ソレカラ第三點ニ於キマシテハ、船員法ヲ  
改正ヲシナケレバナラヌデヤナイカ、船員法ト抵觸シテ居ル  
趣旨ハ同ジデアリマシテ、即チ所謂勞働立法ノ一トシテ提  
案ヲ致シタノデアリマス、船員法ノ適用ノ範圍ト多少趣ヲ  
異ニシテ居ルト思フノデアリマス、此法案ハ今日ノ日  
夕所ノ船員ヲ公認スルト云フコトガ主眼トナテ居リマス、此  
法案ハ傭入レバ關係——雇傭關係ヲ定メルモノデアリマス、即  
チ傭入ノ基礎ヲ定メル立法デアリマスルカラ、自ラ適用ノ範  
圍モ異ルト考ヘテ居リマス、且又工業勞働者ノ方ノ年齢制  
限ノ法案ト照應致シマスル爲ニ、又調査ヲ致シマスルニ付キ  
マシテモ、照應シテ調査スル要モアリマスカラ、別個ノ單行  
法ト致シタ次第ニアリマス、此法案ガ成立後ニ於キマシテ抵  
觸タル點ガアリマシタナラバ、ソレハ審議ノ上船員法ヲ改正  
スルコトモアリマセウ、併ナガラサシタル差支ハ無イコト、考  
ヘテ居ル次第ニアリマス、ソレカラ此法律案ニ於キマシテハ、  
漁船二十噸以下ノ船ハ除外シテアルノデアリマス、即チ此  
法案ノ適用スル範圍ハ、海洋ヲ航行スル船ニ付テノ勞働者  
ノ年齢ヲ制限規定シ、又體格検査ヲ強要スルノデアリマス、  
マシタガ、其點ハマダ政府當局間ニ於テ協議中デゴザイマ  
ス、只今之ヲ言明致シマス譯ニハ參リマセヌノデアリマス、大  
體御答ヲ致シタ積リデアリマス(拍手)  
○正木照藏君 マダ落チテ居リマス、海員保健ニ關スル御  
答ガ落チテ居リマス、又船員法トハ抵觸シナイト云フ大臣  
ノ御答辯デアリマスケレドモ、只今讀ンダ通りドウモ抵觸シ  
テ居ル、我ガ船員法ハ無制限ニ船員ナルコトヲ許シテ居  
ル、殆ド無條件デ許シテ居ル、只今ノ原案デハ之ヲ許サヌ、ソ  
レデモ矢張鐵腕セヌト云ア御考デアリマスカ、念ノ爲ニ御尋  
ヲ致マスガ、之ガ爲ニ船員法ヲ改正スルト云フ意思ヲ御持  
ニナツテ居ラヌノカドウデゴザイマスカ、ソレダケ短簡ニ承リタ

シテモ、是モ左マデ支障ノアルモトモ當局ハ思ウテ居ラス  
次第ニアリマス、ソレカラ第三點ニ於キマシテハ、船員法ヲ  
改正ヲシナケレバナラヌデヤナイカ、船員法ト抵觸シテ居ル  
趣旨ハ同ジデアリマシテ、即チ所謂勞働立法ノ一トシテ提  
案ヲ致シタノデアリマス、船員法ノ適用ノ範圍ト多少趣ヲ  
異ニシテ居ルト思フノデアリマス、此法案ハ今日ノ日  
夕所ノ船員ヲ公認スルト云フコトガ主眼トナテ居リマス、此  
法案ハ傭入レバ關係——雇傭關係ヲ定メルモノデアリマス、即  
チ傭入ノ基礎ヲ定メル立法デアリマスルカラ、自ラ適用ノ範  
圍モ異ルト考ヘテ居リマス、且又工業勞働者ノ方ノ年齢制  
限ノ法案ト照應致シマスル爲ニ、又調査ヲ致シマスルニ付キ  
マシテモ、照應シテ調査スル要モアリマスカラ、別個ノ單行  
法ト致シタ次第ニアリマス、此法案ガ成立後ニ於キマシテ抵  
觸タル點ガアリマシタナラバ、ソレハ審議ノ上船員法ヲ改正  
スルコトモアリマセウ、併ナガラサシタル差支ハ無イコト、考  
ヘテ居ル次第ニアリマス、ソレカラ此法律案ニ於キマシテハ、  
漁船二十噸以下ノ船ハ除外シテアルノデアリマス、即チ此  
法案ノ適用スル範圍ハ、海洋ヲ航行スル船ニ付テノ勞働者  
ノ年齢ヲ制限規定シ、又體格検査ヲ強要スルノデアリマス、  
マシタガ、其點ハマダ政府當局間ニ於テ協議中デゴザイマ  
ス、只今之ヲ言明致シマス譯ニハ參リマセヌノデアリマス、大  
體御答ヲ致シタ積リデアリマス(拍手)  
○正木照藏君 マダ落チテ居リマス、海員保健ニ關スル御  
答ガ落チテ居リマス、又船員法トハ抵觸シナイト云フ大臣  
ノ御答辯デアリマスケレドモ、只今讀ンダ通りドウモ抵觸シ  
テ居ル、我ガ船員法ハ無制限ニ船員ナルコトヲ許シテ居  
ル、殆ド無條件デ許シテ居ル、只今ノ原案デハ之ヲ許サヌ、ソ  
レデモ矢張鐵腕セヌト云ア御考デアリマスカ、念ノ爲ニ御尋  
ヲ致マスガ、之ガ爲ニ船員法ヲ改正スルト云フ意思ヲ御持  
ニナツテ居ラヌノカドウデゴザイマスカ、ソレダケ短簡ニ承リタ

〔國務大臣子爵前田利定君登壇〕

○國務大臣(子爵前田利定君) 御答ヲ致シマス、海員ノ  
保險ニ付キマシテハ、一般労働保險ト關聯致シマス事デア  
リマスルノデ、ソレ等ヲ見合ヒ致シマシテ研究スル要ガアリマ  
スノデ、只今御研究ヲ願フ程度ニ達シテ居ラヌ次第アリマ  
ス、次ニ船員法ト抵觸スル所ガアリハセヌカト云フ 御尋ニア  
リマスガ、此單行法ガ成立致シマスレバ、年齢制限ノ點ニ付  
キマシテハ、新法ヲ以テ舊法ヲ變改出來ルモノト斯様ニ考  
ヘテ居ル次第アリマス、而シテ一般的ノ船員、海員ニ關ス  
ル法規全般ニ涉リマシテハ、現況ニ鑑ミマシテ、其必要ヲ認  
メマスレバ之ヲ改正スルニ客ナラヌノデアリマス、而シテ又  
實際ニ於キマシテモ、調査研究ヲ致シツ、アル次第アリマ  
ス

○副議長(松田源治君) 日程第十三、右議案ノ審査ヲ  
付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員

ノ選舉

○岩崎勤君 本案ハ安達謙蔵君外六名提出職業紹介  
法中改正法律案外六件ノ委員ニ併セ付託セラレンコド  
ヲ望ニマス

〔「贊成」「贊成」ト呼フ者アリ〕

○副議長(松田源治君) 岩崎君ノ動議ニ異議ナイト認  
メマス、仍テ動議ノ如ク決定致シマス  
○岩崎勤君 残餘ノ日程ハ之ヲ延期シ、明二日特ニ本會  
ヲ開カレンコトヲ望ニマス

〔「贊成」「贊成」ト呼フ者アリ〕

○副議長(松田源治君) 岩崎君ノ動議ニハ異議ナイト認  
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、御諾リ致シマス、最早會  
期三分ノ一ヲ經過シテ居リマスカラ、本會議ハ火、木、土ノ  
外隨時開會スルコト、隨テ法律案ハ定期ノ時日ヲ要セズ上程  
スルコト、委員會開會ノ許可ハ、議長ニ於テ取計ヒ、一々御  
諾リ致シマセヌ、右ハ異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(松田源治君) 異議ガナケレバ、其通り決シマス、  
モウ一ツ詰問事項ガアリマス、第一部選出決算委員青柳  
郁次郎君、第一部選出決算委員大矢馬太郎君、第六部  
選出決算委員門田新松君、第七部選出決算委員宮崎友  
太郎君、右常任委員辞任ノ申出ガアリマス、許可スルニ異

議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(松田源治君) 異議ナイト認メマス、其部ノ諸  
君ハ速ニ補闕選舉ヲ行ヒ、御届ケアランコトヲ望ニマス、明日  
ノ日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會

午後五時三十一分散會

衆議院議事速記録第二十一號中正誤

頁	段	行	何カ行動ヲセラ	誤	正
四五七	下	一二	レ		
四五八	上	三六	静謐	出デントセラレ	
同	中	一一	寧カ	靜謐	
一二			起訴	事ガ	
			基義		

